

株式会社

株式会社とは？

- 出資額に応じて剰余金を分配する営利法人
- 所有者（株主）と経営者（取締役）が別。株主総会で取締役や運営方針を決める
- 1株1票。出資額に応じて権利がある
- 定款で株式の譲渡制限ができる。会社を乗っ取られないよう、会社（取締役会もしくは株主総会）の承認がなければ株式を譲れないしくみ（株式非公開会社）
- 株券は定款に定めた場合のみ発行

文・写真 編集部

大分県別府市・株東山パレット

〔出資者 186人〕

集落営農が 株式会社を選んだ理由



東山地区内の散策コースを歩いて自然を堪能する「九州オrlレ別府コース」。年間7000人以上の観光客が訪れるので、ガイドや弁当、野菜の販売など、株東山パレットの観光事業の柱になっている

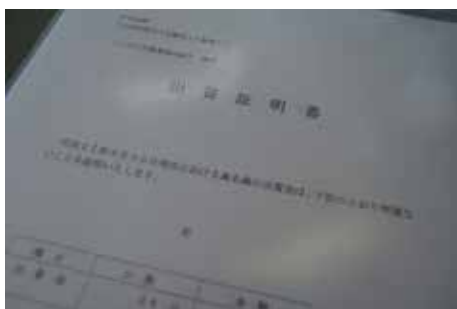


由布岳を遠望する棚田ともずが谷の清流





市街地から車で30分の東山地区は標高300～600mの中山間地域。5つの集落(自治会)からなる小学校区で151戸・336人、高齢化率は50%を超える



取材は2月3日の節分の日。「加工部会」がつくった恵方巻きをほおぼる(株)東山パレットのメンバー(写真左から3人目が社長の大野泰徳さん、2人目が専務の矢野栄一郎さん)。JAの直売所の空き店舗を事務所兼加工所している

株券の代わりに「出資証明書」を発行。株主の氏名や住所、口数、金額などが記載されている

農業だけでなく
地域貢献の法人へ

「集落営農の法人化といえば、農事組合法人が多いけど、うちの地区(大字)は株式会社。いろいろできて楽しいですよ」と言うのは、今年5年目を迎える(株)東山パレットの専務・矢野栄一郎さん(74歳)。さっそく経緯をうかがった。

昭和一ケタ世代のリタイアで農業の人手が年々減り、「いまの機械が壊れたら米づくりも引退」という声があちこちで増えてきたのは10年ほど前のことだ。地区内5集落での農業機械の共同化や作業受託のための農事組合法人の立ち上げがポツポツ話題になり始めた。

だが、話し合いを進めていくと「農地を守ることも大事だが、市街地から離れた東山地区では、交通手段の確保や独居老人の見守りなど福祉の問題や、地元出身者が戻ってくるような仕事づくりも必要ではないか」という意見も出てきて矢野さんたちは大いに迷った。というのも、農事組合法人は農協法第72条に規定されている法人であり、農業の経営(機械の共同化、農業生産、農産加工など)以外の事業ができないことになって

いる。また、構成員は農民や農協などに限定されているので、非農家も参加できない。

そんな折、矢野さんは2010年夏に県の集落営農の研修会に参加。農山村地域経済研究所の楠本雅弘さんの講演の中で「集落営農の株式会社の可能性」を知り「これだ!」と思わずヒザを打った。

株式会社なら事業に制約がないので、農業以外の福祉や観光事業など何でもできる。「米は安いし、農業だけで経営を黒字にするのは難しいけど、いろんな事業が組み合わせられれば面白くなる」

翌年12月には「東山地区集落営農設立準備委員会」が発足。農事組合法人か株式会社かで協議して最終的には地域貢献を目的とした株式会社で集落営農をやるとういう結論に達した。それから各集落での説明会や定款の検討など、1年ほどかけて準備が進められた。

186人で388万円を出資

株式会社は2006年の会社法の改正で、資本金1円からでも設立できるようになったが、矢野さんたち発起人は、資本金を農機の購入や運転資金などに充てるため400万円に設定。1株5000円にして、東山地区内で出資者を